



西中学校の生徒はよく挨拶をするし、クラスの仲も良いです。でも、服装は、？です。そんな中でも、以前はスカートが短かったある2年の女子が、「スカート丈を見て！」と私に声をかけてくれた人がいます(校則を守っていた)。もし、まだそれができていない人がいたら、彼女のように、先生のことや人のことを言う前に、まず自分を大切にする心をしっかりともち、服装を正すことが大切だと思います。そして、ここでも「共に頑張る関係」を創ってほしいと思います。



保護者の方へ

服装・頭髪について

服装・頭髪に関しては学校でも指導を行っています(違反者がいても、違反はダメであるというメッセージを常に出す。生徒会生活委員会の日常的な点検活動)。

しかし、お子様の服装・頭髪は、家を出る時にすでに決まっています。 いたん、保護者の方が認めた服装・頭髪を学校で変更するには、相当な労力と困難さが伴います。 その点をご理解いただき、今後も、保護者の方のしつけとして、学校の服装・頭髪指導へのご協力を切にお願いします。 以下、新入生保護者説明会冊子より、服装・頭髪にかかわる部分を再掲させていただきます。

新入生保護者説明会冊子より

学校では、一人ひとりがより良き生活態度を身につけるため、また集団としての安定と安全・安心を確保するため、他の多くの教育的指導と並行して西中生徒が守るべき規則やマナーを定めております。

その規則の中でも、とりわけ服装や頭髪等に関しましては、多くの部分は本来的にはご家庭のしつけや指導の範^{はん}疇^{ちゅう}に入ると考えています。 しかし、服装や頭髪等が個人や集団の学校生活と密接な関係にあると考え、学校としても毅然とした指導を心がけるようにしております。



※ 上記のことは、逆の面から見ますと、保護者のご理解とご協力が得られない



場合、又学校の定めた規則やマナーに同意しかねるお考えをお持ちのご家庭に対しては、学校としては校則遵守^{じゅんしゆ}お願いをすること以上はできにくい立場である事もご理解をいただきたいと思っております。

携帯アプリ「ライン」について

携帯アプリ「ライン」にかかる生徒間のトラブルが何件か起こっています。そこで、この場をかりて、再度、昨年の12月9日ST(現2年)と12月三者懇談の場(現3年)でお知らせとして配布させていただいたものを再掲させていただきます。

本校においても、ラインにかかるトラブルが今年度だけでも2件発生しています。その内容は、ライン上で、ある生徒(2名とも女子、そのラインに登録参加していた)が人権侵害にあたる言葉を書かれているというものです。また、それらの事案はその携帯上にとどまらず、それが波及したトラブルにも発展する可能性がありました。

両件ともその波及に関しては、すばやい保護者の連絡もあり、学年を超えた教師の指導もでき(保護者自身が被害者として名前を出す事の了解を受けた学校での指導もでき)、トラブルへの発展は最小限にとどめることができたと学校では判断しております。

しかし、このような事案が今後も起こらないとは限りません。そこで、ラインにかかるトラブル発生の可能性を保護者の方にお知らせをするとともに、中学入学時にお渡しした新入生保護者説明会冊子の一部を掲載させていただき、お子様がトラブルに巻き込まれないようにご注意していただくことを改めてお願いさせていただきます。

——新入生保護者説明会冊子より——

「また、最近は、携帯やコンピューターを介したネット上の書き込みによるトラブルに起因する「いじめ」が、増えてくるのではないかと危惧をしています。
携帯等を買い与える場合は以下のことをお願いします。」



ネットトラブル(いじめ等)の加害者・被害者にならないためのお願い

- | | |
|---|---|
| ① | 買い与えた携帯やコンピュータは買い与えた保護者でルールや管理の権限を持つ。 |
| ② | ネット上の問題発生の最終責任は本人でなく、保護者が責任をとらねばならない事をしっかり認識しておく。 |